

別紙 1

「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正について

平成 27 年 5 月 29 日

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

1. 改正の趣旨

(1) 一般社団法人第二種金融商品取引業協会の定款改正に伴う改正

一般社団法人第二種金融商品取引業協会は、去る平成 26 年 5 月 30 日付で公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき、同協会が自主規制の対象としている「自己募集及びみなし有価証券の売買その他の取引等」の一部である「第二種少額電子募集取扱業務」に対応した新たな会員区分を設けるなど、同法律の施行に併せて、定款等の諸規則の所要の改正を行うこととなっている。

当センターは、同協会から、「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」第 5 条第 1 項の規定に基づき、紛争等解決業務の委託を受けているところであるが、同協会定款の一部改正に伴い、本センター業務規程の一部を改正することとする。

(2) 「苦情」の定義の改正

当センターが定める苦情の定義について、現行の苦情の範囲と変更はないものの、他の金融 ADR 機関が定める当該定義と整合性を図るため、所要の整備を図る。

2. 改正の内容

一般社団法人第二種金融商品取引業協会定款の一部改正において、新たな会員区分として「電子募集会員」が設けられることを受け、同協会からの委託を受けて当センターが行う紛争等解決事業の範囲について所要の規定の整備を行うとともに、当センターが定める苦情の定義について所要の整備を図る（業務規程第 2 条第 1 項第 9 号、第 17 号及び第 4 条第 2 項第 5 号関係）。

3. 施行日等

この改正は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 26 年 5 月 30 日公布）の施行日である平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

以 上